## Column ???s 法務・知財って 、いい

こんにちは、初めまして。IPP国際特許事務 所の所長・弁理士、松下昌弘です。

これから6回にかけて、エンタテイメント界の中小企業の法務・知財について、堅苦しい話ではなく、皆さんの身近にある関連トピックを交えながら、お伝えしていきます。

第1回目は、日本の多くの中小企業で課題と なっている。「法務・知財面の体制作り」につい て、書きたいと思います。そもそも、法務って何 をするのか?知財(知的財産)って何なのか?と いう疑問をお持ちの方もいらっしゃるかと思いま す。簡単にまとめると、法務部は「企業における 社内・社外の契約を統括管理する」ことを業務 としています。例えば、企業が「発行/取り交わす」 契約書の内容の確認・精査や、法的紛争が起こっ た場合の対応処理、弁護士への依頼やその内 容の確認等です。また、知財部は、特許権・著 作権・商標権などの知的財産権の取得や管理 を行います。「知的財産権」は、簡単にいうと、 著作権や商標権、特許権や意匠権など、法令 により定められた権利又は法律上保護される利 益に係る権利です。法務部が知財業務を兼務す ることもあります。

エンタテイメント界でも、例えばSony Music さんやavexさんなどの大企業においては、1つの主要部署として法務部が存在し活躍していると思います。さらに、法務部の他、知財部もあることがあります。その一方で、日本の総企業数の99%を占める中小企業は、法務・知財の体制の面で、なかなか大企業に追いついていません。流石に丸腰ではまずい・・・との考えから、法務部を備える中小企業も出てきていますが、まだまだ数は少ないようです。最近発表された総務省・中小企業庁のデータによると、法務部を設けている企業の比率は下記の通りです。

従業員数 1000人以上……85%

- 同 300人以上 1000人未満…73%
- 同 100人以上 300人未満 … 63%
- 同 100人未満 …… 32%

言いかえれば、従業員数100人以上の企業でも4割は法務部がない、100人未満の場合7割に法務部がないと言えます。このように体制が貧弱な中小企業では、ますます法務や知財の問題が山積状態になり、ビジネス上のリスクが多くなるという現状があります。

一方、日本の高齢少子化社会において市場の拡大を求めていく中、ビジネス上の国境がなくなってきています。中小企業や個人事業主、またクリエイターやアーティストも、ある日突然海外取引が必要になることがあります。そして、この状況は、今後更に加速していくと考えられます。そうなると、島国特有の日本の社会観や、企業間の紳士協定的ビジネスは、今後企業の弱点になってきます。また、昨今の不安定な経済状況により、大企業の下請けをしていた中小企業が突然発注を打ち切られて、経営に行き詰るケースが激増しています。

こんな時代だからこそ、企業間取引を行う際の契約書(特に法務・知財に関わる契約書)が極めて重要です。海外との取引の場合は、尚更です。私を含め、日本人は契約書に不慣れだと思います。また、「法律用語はチンプンカンプンで訳がわからん!」と避けてしまうことも良くあるのではないでしょうか?

しかし、丸腰でビジネスを進めていくことは決して良策とは言えません。かといって、中小企業が法務部や知財部を備えるのは、費用や人材等の理由で容易ではありません。

そこで、「企業法務・知財のアウトソーシング」を提唱したいと思います。ここでいうアウトソーシングでは、全ての業務を外部に丸投げするのではなく、外部組織の力を借りて、その企業に必要な法務・知財の業務の"全体像"を特定し、そのなかで自社で行う業務、外部の専門家の力を借りて行う業務とを決めていきます。中小企業の場合は、企業法務・知財の業務の全体像が特定できていないことが多く、重要な業務が欠落しがちで危険です。法務・知財業務での失敗は、



松下昌弘 IPP国際特許事務所所長・弁理士

中小企業の視点に立ち、商標権・意匠権・特許権等の 知的財産権をビジネスに活用する支援をしている。また、 成長企業法務・知財協会(LIPG)を立ち上げ、中小企業 の企業法務・知財部の業務支援に注力している。

- Email: matsushita@ippjp.com TEL:03-3443-8832
- URL: http://www.ippjp.com
- http://www.ippjp.com http://www.ipp-cn.com(中国商標・特許)



その企業に大きな事業上のリスクを与えてしまい ます。

弊所では「経営サポーターズ」や「成長企業 法務・知財協会(LIPG)」(設立準備中)を立ち 上げ、弁護士・弁理士だけでなく、企業で長年 経験がある企業法務・企業知財のプロと連携し ながら、中小企業の企業法務・知財の支援に力 を入れています。

実際、大企業と中小企業の法務部を経験してきた弊所パートナー、法務コンサルタントの石橋氏は「法務と言っても、大企業には大企業向けの、中小企業には中小企業向けの法務がある」と言います。知財も然りです。簡単にその違い(表参考)をあげても、これだけある訳ですから、単なる相談役ではなく、その企業の業種、業態を良く理解した専門家をアウトソースするのが、投資VS効果面を踏まえても、最もお奨めです。

次回は、エンタテイメント界における知財について、話を進めたいと思います。

## 大企業と中小企業ではこんな風に違う 法務・知財の取組の違い

## 法務の取組 知財の取組 対処法務より予防法務を重視する。 ・将来のためのストック商標等を含め多数の 商標権・特許権を取得する ・専門分野ごとに外部弁護士との連携を強 大企業 ・権利行使(訴訟)をする予算がある。 化する。 ・OJTや社外研修を活用して、計画的に専 ・知財の専門スタッフが社内で、知財戦略を 門家を育成する。 立てる。 担当者の業務を、比較的狭い範囲の対処 ・限られた予算のなかで、投資対効果を高 法務に限定する。 める。 問題が発生したときだけ、外部弁護士に ・外部の専門家の協力を受けて知財戦略を 中小企業 自己啓発と実務を通じて、専門能力を向上 ・権利行使以外の営業ツールとしての権利 させる。 活用ケースが多い。

BANZAI